

旅券発給委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

旅券発給委託業務

(2) 事業の目的

一般旅券発給に係る発給業務等を、業務量に応じた効率的な人員体制で適切な処理を円滑に行い、安定した県民サービスを実施する。

(3) 事業内容

一般旅券発給に係る窓口準備・片付け業務、申請受付・審査業務、相談・案内業務、紛失届受付業務、交付業務、電話対応業務、苦情処理業務、地域窓口業務、権限委譲を行った市町村に対する旅券窓口業務に関する対応業務(相談・助言等)及びこれらの付随業務

(4) 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

2 見積限度額

117,225千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「旅券窓口委託業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。14日以内(予定に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 高知県内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納してないこと。

6 説明会

日時：令和8年9月14日（月）午前11時から

場所：職員能力開発センター202号室 高知市丸ノ内2丁目1番19号

申込：参加を希望する事業者は、説明会参加申込書（別紙様式1）を、

令和8年9月10日（木）午後5時までに「14 問い合わせ先」へ、電子メールにより提出してください。

なお、会場の都合により1参加者当たり2名までの参加とします。

7 質疑と回答

質疑は令和8年9月24日（木）までに別紙様式2により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、又は電子メールで受け付けます。（電話により着信を確認してください。）質疑と回答の内容は県のホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式3）に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書(別紙様式3)	A4縦	1部
2	法人概要書(別紙様式4)	A4縦	1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和8年10月2日(金)午後5時(必着)

③ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県文化生活部国際交流課 パスポート窓口

TEL 088-823-9656

(2) 資格要件の確認

高知県文化生活部国際交流課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認を令和8年10月9日(金)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「旅券発給委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「旅券発給委託業務プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、審査会開催後、1週間以内に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMi>]

12 日程

令和8年 9月 3日(木) 募集開始
令和8年 9月14日(月) 説明会
令和5年10月 2日(金) 参加申込書及び法人概要書提出締切り
令和5年10月23日(金) 企画提案書の提出締切り
令和5年11月上旬予定 審査委員会(プレゼンテーション)
令和5年11月中旬予定 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式5により提出してください。
開示・非開示の判断は様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMi>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県 高知県文化生活部国際交流課 パスポート窓口
担当者 筒井、前川
TEL 088-823-9656
FAX 088-823-9147
E-mail passport@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合

- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合(国又は地方公共団体との間において、過去2年以内に履行した当該業務に類する業務の実績がある場合は、様式6に記入して提出してください。)又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。